

愛媛県立医療技術大学図書館リポジトリ運用指針

平成 22 年 10 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 この運用指針は、愛媛大学図書館が定めた「愛媛大学図書館リポジトリ運用指針 第 11 条」に基づき、愛媛県立医療技術大学図書館（以下「図書館」という。）におけるリポジトリの運用について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この運用指針においてリポジトリとは、愛媛大学図書館が管理・運営を行う「愛媛大学図書館リポジトリ（愛媛地区大学図書館共同リポジトリ）」を利用し、愛媛県立医療技術大学（以下「本学」という。）において作成された学術研究成果を収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供するものをいう。

(公開の目的)

第 3 条 図書館は、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対するより一層の貢献を目的として、リポジトリを構築する。

(地区での共同利用)

第 4 条 本学は、愛媛大学図書館から、リポジトリへの登録・削除等の権限付与を受け、地区での共同利用を行うものとする。

(登録者)

第 5 条 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他図書館長が特に認めた者

(登録手続)

第 6 条 登録者は、「リポジトリ登録申請・許諾書」（様式 1・様式 2）を提出することにより、単独又は共同で作成した学術研究成果を登録することができる。なお、登録作業は、図書館が行う。

(公開の要件)

第 7 条 リポジトリで公開することができる学術研究成果は次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 登録者が本学在籍中に単独又は共同で作成した学術的な研究の成果であること。
- (2) 他の者に帰属する著作権を侵害していないこと。
- (3) 法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。

(登録と公開)

第 8 条 図書館は、登録された学術研究成果について、前条各号の要件をすべて満たし、公開について支障がないと判断した場合には、次の各号に掲げる公開作業を行うものとする。

- (1) 当該学術研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに登録すること。
- (2) ネットワークを通じて、不特定多数に無償で公開すること。
- (3) 保存及び可用性の維持のため、複製及び媒体変換を行うこと。

(公開の停止)

第9条 図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該学術研究成果の公開を停止することができる。

- (1) 登録者が公開の停止を希望したとき。
- (2) 盗用によることが明らかになったとき。
- (3) その他、図書館長が公開を継続することが著しく不適切であると判断したとき。

(著作権と利用許諾)

第10条 リポジトリに登録・公開された学術研究成果の著作権については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 著作権が登録者のみに帰属する場合、登録者は第8条各号に掲げる利用を無償で許諾するものとする。
- (2) 著作権が登録者を含む複数の者に帰属する場合又は登録者以外に帰属する場合、登録者は、他の著作権者に対し、第8条各号に掲げる事項について、無償での許諾を予め得なければならない。ただし、著作権者が予め許諾の方針を示している場合はこの限りでない。
- (3) 登録・公開後も、著作権は原著作権者に帰属し、図書館は第8条各号に掲げた事項以外の利用をすることはできない。
- (4) リポジトリで公開された学術研究成果を利用しようとする者が、著作権法に規定されている私的利用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合は、改めて著作権者の許諾を得なければならない。

(免責事項)

第11条 図書館及び愛媛大学図書館は、リポジトリに登録された学術研究成果を利用することによって発生した損害については、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この運用指針に定めのない事項については、必要に応じて、図書館と登録者の間で協議するものとする。

附 則

この運用指針は、平成22年10月6日から施行する。